

免税軽油使用者の皆様への注意事項

“知らなかった”ということがないように！

軽油引取税の免税制度とは、規定された用途等に該当し、かつ、適正な手続きがされた場合のみ、課税が免除されるというものです。

法令の定めを違反した場合は、**課税処分、返納命令、罰則適用**となることがありますので、御注意ください。

○ 免税軽油使用者証の記載内容について

記載内容に変更があった場合は、速やかに書換えの申請をしてください。
記載されている機械等の用途以外に、免税軽油を使用してはいけません。

○ 免税軽油使用者証、免税証の返納について

免税軽油使用者証について、免税軽油を必要としなくなった場合、資格に該当しなくなった場合（滞納処分を受けた、報告書を提出していない等）は、速やかに返納してください。

未使用の免税証について、有効期限を過ぎた場合は、免税証返納書を添付して速やかに返納してください。

○ 免税軽油使用者証、免税証の紛失について

大切なものであるため、十分に注意して管理をしてください。
万一紛失した場合は、速やかにその旨を届け出てください。

○ 免税証の申請、交付について

別人が免税軽油使用者になりすましてはいけません。
申請時に所要数量の計算の基礎となる書類、使用状況明細表を添付してください。
不正に所要数量を水増ししてはいけません。
交付時に代理人が受領する場合は、適正な委任状を持参してください。

○ 免税証、免税軽油の譲渡について

免税証を別人に譲渡してはいけません。
事前の承認なしに、免税軽油を別人に譲渡してはいけません。

○ 免税軽油の引取りについて

免税証の交付を受けてから有効期限までの間に、原則として、免税証に記載された販売業者から、引取り数量分の免税証と引換えに引き取ってください。

当該販売業者が特別徴収義務者（元売業者、特約業者）でない場合は、特別徴収義務者からの免税軽油の引取りまでが、期限内に行われる必要があります。

○ 引取り等に係る報告書について

引取りの事実を証明できる書類（領収書、納品書の写等）を添付してください。
免税軽油使用者に該当しなくなった後も、引き取った免税軽油が残っている間は、用途外使用又は譲渡がされていないか確認するため、報告する必要があります。

【軽油引取税の免税制度に係る罰則規定】

罪名	地方税法	構成要件	罰則
免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等	第144条の22第1項	偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者	十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
	同第2項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する
免税証の譲渡の禁止に関する罪等	第144条の25第1項	前条（免税証の譲渡の禁止）の規定に違反した者	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
	同第2項	前条（免税証の譲渡の禁止）の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者	十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
	同第3項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する
道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪	第144条の26第1項	第四百四十四条の三第三項（免税軽油の譲渡の承認）の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者	二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する
	同第2項	第四百四十四条の三第四項（免税軽油の譲渡の承認）の規定に違反して免税軽油を譲り受けた者	前項と同様とする
	同第3項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する
免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪	第144条の28第1項	前条第一項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
	同第2項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する